

平成21年第2回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成21年6月11日 午前10:00

○散 会 午前11:42

○出席議員（22名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 佐々木嘉一	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 鈴木斌次郎
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
総 務 部 長	伊藤賢志	会 計 管 理 者	門 間 鋼 悦
産 業 建 設 部 長	山口義光	水 道 局 長	澤 井 昭
教 育 次 長	鈴木公悦	市 民 生 活 部 長	宮 田 隆 悦
福 祉 保 健 部 長	小林健一	総 務 課 長	児 玉 俊 幸
企 画 政 策 課 長	鈴木司	活 性 化 推 進 室 長	関 谷 良 広
財 政 課 長	幸村公明	税 務 課 長	川 上 護
収 納 課 長	菅原龍太郎	市 民 課 長	鈴 木 利 美
生 活 環 境 課 長	近藤進	総 合 窓 口 セ ン タ ー 長	川 上 秀 佐 男
追 分 出 張 所 長	三浦喜博	社 会 福 祉 課 長	山 平 重 男
高 齢 福 祉 課 長	伊藤律子	健 康 推 進 課 長	伊 藤 正 吉
産 業 課 長	伊藤清孝	都 市 建 設 課 長	藤 原 貞 雄
下 水 道 課 長	三浦永寿	総 務 学 事 課 長	鎌 田 雅 樹

幼児教育課長	根	一	生涯学習課長	瀬	下	三	男	
スポーツ振興課長	菅	原	徳	志	田	仲	茂	隆
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	佐々木	博	信					

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊	藤	正	議会事務局次長	門	間	善一郎
--------	---	---	---	---------	---	---	-----

平成21年第2回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成21年6月11日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、6番藤原幸雄議員、4番佐々木嘉一議員、19番大谷貞廣議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願い致します。

6番藤原幸雄議員の発言を許します。6番。

○6番（藤原幸雄） 皆さんおはようございます。また、傍聴者の皆さん、本日は早朝より、かつまたこのような悪天候の中にもかかわらず、このように多数傍聴に来ていただきましたことに対しまして心より敬意と感謝を申し上げます。我が潟上市議会に対しまして大変関心を持っている有識者の皆さんだと考えております。ひとつ傍聴のほどを宜しくお願い申し上げます。

さて、石川市長はじめ鑑副市長ならびに各部課長、また全職員一丸となりまして今日まで潟上市発展のために誠心誠意頑張っておりますことに対しまして、この場をお借りし心より敬意と感謝を申し上げます。

また、去る4月5日の市長選に際しまして、石川市長は無投票当選といいますが無競争当選をされましたことは、この上もないお慶びでございますし、同時にまた潟上市始まって以来のことであろうと考えております。今後ともご健康には十分留意されまして、潟上市発展のために一生懸命、職員一丸となって頑張ることを心よりご祈念申し上げます。

私ちょっと今、歯の治療のためにお聞き苦しいところもあろうかと思えます。本来であれば今日、びかびかの歯を作る予定でございましたがアクシデントがございまして、本当に申しわけございません。

私から通告に則りまして順次4点につきまして一般質問をさせていただきます。

はじめに、鴻上市新庁舎建設についてでございます。

合併協議会で協議した153項目中90%を実施したと、市長選に際し発表したことが多くの市民から高く評価され、無投票当選されたものと思います。残りの10%の中に新庁舎建設が含まれています。格言の中に「9合めにして道半ばの如く」、これからが大変だと推察致すものでございます。

しかし、このことは合併時、10年以内に天王地内で昭和、飯田川の一番利便性のよい場所に建設することに決定しております。庁舎建設検討委員会ではいろいろ協議した結果、一部委員から昭和庁舎増改築による本庁方式のご意見もあったようでございますが、当委員会では合併協定事項に沿って新庁舎方式を採用すべしとの声が大勢を占めたようでございましたが、私も全く同感でございます。

現在、3庁舎分庁方式は合併時のいわゆる緊急避難的手段で、行政事務の効率化や市民の利便性など多岐にわたり正常な状態と言えないと同時に財政負担の増と、さらには災害発生など一旦緩急あるときの危機管理には早急な対応、枚挙にいとまがございません。鴻上市のまさに百年の体系を考えると、慎重ながらもこのことはスピーディーに対応すべきと思うが、市長のご所見を改めてお伺いするものでございます。

また、完成目標が平成24年、25年、26年案の3通りあったようでございますが、私は合併特例債の効率的運用とランニングコストの面からも平成24年完成に向かって対応すべきと思いますが、石川市長の忌憚のない感想と、あわせて検討委員会の報告書をどのように評価しているのか、明確なるご答弁を求めるものでございます。

次に、都市計画の見直しについてでございます。

石川市長は当選後の記者会見で、地域再生事業、企業誘致などの中に都市計画の見直しもありました。鴻上市は約4年前の合併当時、天王地区で人口約400人の増、昭和・飯田川地区で約200人の減で、トータルで約200人増と見込んでいたが、現在では天王地区でさえ既に若干の減少が始まっています。この要因は、景気の低迷、少子高齢化、職場の減などさまざまな要因があります。このことを2年前くらいにも私、本会議で質問した経緯がありますが、いまだにまだ実現されていません。

石川市長は先般の知事選応援の際に街頭演説で、都市計画の見直しを訴えました。私も地方分権の観点からも時代になったご提唱であったと思いました。

そこで佐竹知事から、地域のことは地域の首長が一番よく知っていると言ってくれま

したので、本市発展のためにも早急に対応すべきと思うが、今後の見通しなどご所見をお伺いするものでございます。

この件については、去る5月29日の全協で本市国土利用計画について市当局から詳細にわたり説明をいただきましたが、都市計画の見直しにより宅地造成、家屋の建設など地域経済の活性化、商工業の振興、さまざまなメリットが多くあるものと推察致すものでございます。共生型土地利用の効率的な活用と、国道7号線と101号線のいわゆる沿道活用を図るならば、本市はさらに発展するものと思います。土地利用は質的向上と市民の目線で、関係者の満足の上昇に努めていただきたいと思います。

いずれにしても、市長は今日まで県当局と何回となく交渉しているようでございますが、更なる交渉を強め、頑張るよう望みます。

あわせて市街化調整区域の見直しにより、農地も宅地並みの課税にされますと大変でございますので、宅地に供しない場合は減免するように特別措置を講ずるよう望みますが、ご所見のほどをお伺いするものでございます。

次に、3点めでございます。追分西地区の砂利採取についてでございます。

去る3月、追分西地区の砂利採取に関する心配する会を2回、同僚議員と傍聴に行っていました。一番驚いたのは、地域住民があの大事業をあまり理解していなかったのに驚嘆を致した次第でございます。市当局では、事業に着手する前に9町内会の正副会長と業者の三者協議で事業を進めたようでございます。東北石材株式会社からの砂の採取埋め戻しのための土砂をストックする作業が3月まで続けられていたようでございます。許認可の内容は、採取した跡地に建設残土により埋め戻すことで正常に災害の発生防止と安全を図ることができましたが、3月16日、17日、現地視察ならびに調査により、ストックしている土砂にコンクリート塊、アスファルト塊、金属屑、プラスチックなどさまざま見つかったようでございました。市と県が連携し、砂利採取と埋め戻しと土砂の搬入休止を勧告したようでございます。私は当然の措置と考えています。

会社側は、管理体制が不十分であったことを認めたようでございますが、この行為は全くもって言語道断でございます。この種のことは県条例にも明記されたものはないようでございますが、今後、地元住民の納得のいく説明と今後の対応についてのご見解を求めるものでございます。

このことにより、追分西地区と追分全体に信頼関係が損なうような情報があります。大変な難問でございますが、早期解決が地域の信頼と融和を図る意味からも、長々と結

着を先送りしないよう考慮していただきます。

会社が果たして市の勧告どおりの対応をしてくれるのか、地域住民が見守っています。今後のスケジュールを述べていただきます。

また、中央保健所に建設残土に混入した廃棄物の撤去作業については、スケルトンバケットで土と廃棄物に分離し、廃棄物は処理業者に委託し、廃棄物が混入していない表土は撤去搬出することになっているようでございますが、会社側ではそれなりの地位と要職のある方が厳しくチェックするというようになっておりますが、会社以外の誰がこれを証明するのか不安視している周辺住民もおりますが、地域に対して納得のできるご答弁を求めるものでございます。

4番め、終わりになりますが、選挙の投票時間の繰り上げ（短縮）でございます。

最近、選挙の投票率が全国的に悪いといわれておりますが、近年、期日前投票の向上が年々上昇しているようでございます。その理由は、期日前投票の手続の簡素化と、従来と違い、事務員から細かく聞かれることなく、市民より気軽に投票できると喜ばれております。その上、これまで同様、告示翌日より投票日前日まで投票できますので、現在午後8時までの投票時間を1時間短縮して午後7時までとの市民の声が多いので、市当局は関係機関と十分協議され前向きにご検討いただければ幸いです。ご見解のほどを宜しくお願いを申し上げます。

また、午後7時から8時までの1時間で投票率は何%に当たるのか、お伺いします。今日、防災無線あるいは有線放送で投票期間中、いわゆる期日前投票期間中、毎日のように1日3回ぐらい呼びかけておりますので大きな問題はないと思いますが、重ねてご所見をお伺いするものでございます。

どうもありがとうございます。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 答弁する前に、私からも傍聴者の皆さんに重ねて感謝とお礼を申し上げます。

さて、6番藤原幸雄議員の一般質問の1つめの潟上市新庁舎建設について、2つめの都市計画の見直しについて、3つめの追分西地区の砂利採取について、私から答弁を致します。4つめの選挙の投票時間の繰り上げについては、選挙管理委員会事務局長が答弁致します。

1つめの潟上市新庁舎建設につきましては、合併協定書あるいは新市建設計画におい

て確認された事項に基づき、これまで潟上市役所庁舎建設検討委員会を設置し、新庁舎の規模や機能、建設にかかわるスケジュールや財源計画などについて検討を重ねてまいりましたことは、皆様ご承知のとおりであります。

また、本年3月には同委員会より、これまでの検討結果に関する報告書が提出されており、この内容および市新庁舎建設に係る基本構想につきましては、先般の全員協議会等におきまして議員の皆様へ説明させていただいたところでございます。あわせて市民の皆様に対しても、市のホームページや広報などを通じ広く公表をしているところであります。

今後の対応については、先の検討委員会からの報告書においても「厳しい財政状況を考慮しながらも、現庁舎が抱える老朽化・狭隘化などの問題点、あるいは分庁方式の解消による市民の更なる利便性、事務効率化の追求といった観点から、目標完成年度を平成24年度として建設すべき」と結論づけられております。市と致しましてもこれを真摯に受け止めながら、財政計画等総合的に勘案しながらも、早期の事業推進を目指してまいりたいと存じます。

なお、今後、建設候補地の選定作業に入り、今年中には議員各位ならびに市民の皆様へ候補地を提示できるよう努めてまいります。

2つめの都市計画の見直しにつきましては、これまで都市計画にかかわる市の変更案を叩き台として、県、国と協議・検討を重ねてまいりました。

今定例会で議決をお願いしております上位計画である潟上市国土利用計画（案）でうたっております沿道活用、共生型土地利用などを基本的方針として広く市民の意見集約を図りながら、潟上市都市計画マスタープランの策定に向け、更なる検討を行います。

ご承知のとおり、都市計画の決定は県が行い、県は国から同意を得ることとなっております。現在の秋田都市計画区域は秋田市と同一の区域を形成しており、線引きの維持、廃止の選択については秋田市、周辺市町など広域的な影響が生じることを考慮しながらも積極的な取り組みが必要と認識しております。これら関係機関と調整協議を行い、本市が目指す都市計画の方針案を平成22年度までに決定する予定であります。

具体的には、県および秋田市と調整を図るため、本年度は秋田都市計画担当者協議会（仮称）を設置する運びとなっております。メンバーには昨年、連携協力協定を締結した秋田県立大のほか、協議進捗の過程では東北地方整備局などの参加依頼も予定しております。

今までに見直しは概ね5年ごとに行われており、県の策定する秋田県都市計画区域マスタープランが平成23年度の予定から、本市が目指す秋田都市計画の見直しも平成23年度を予定しております。

市街化区域内農地の宅地並み課税は、昭和46年度の地方税法の改正により段階的に宅地並みに税負担を近づけることとなったもので、税法上の減免措置の規定がないことから残念ながら減免の対象とはなりません。しかし、他の農地との不公平感を緩和するために今年度の評価替えにおいて宅地路線価に基づく市街化区域内農地の評価額の見直しを行いました。それに伴い、前年度より市街化区域内農地の評価額を引き下げることになりましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

3つめの追分西地区の砂利採取についてのご質問で、今後、地元住民に納得のいく説明と対応については、4月20日の臨時議会の行政報告にも述べましたが、この砂利採取計画については、昨年4月から半年間にわたって地元追分9町内会正副会長会と協議を重ね、砂利採取法ならびに県条例にも規定されていない、水質検査や土壌調査等の実施を盛り込んだ砂利採取計画に伴う環境保全等に配慮する確認書によって適正に実施することとしたものです。

しかし、結果は持ち込み土砂に産業廃棄物が混入するといった、確認書ならびに許可申請の埋め戻し計画書に定義した内容を逸脱した、許認可行為そのものの信頼性を揺るがす極めて遺憾な事態となったものであります。

市では、地域住民の信頼性をも失う状況から、企業者に対し埋め戻し土としての使用禁止はもちろん、秋田中央保健所と共に廃棄物の処理と清掃に関する法律に則り、速やかな搬出と処理を指導したところであります。

また、現状では採取地に埋め戻しは実行されていないものの、搬入された埋め戻し土が半年以上にわたり採取地付近に堆積されていたことから、9町内会正副会長会との確認書に基づき、あえて産業廃棄物が混入している状態で土壌調査を実施したところであります。

結果は、土壌の含有量調査においても土壌溶出量調査においても基準値を上回る数値は検出されませんでした。

また、追分地内の廃土埋立を心配する会から調査要望のあった、堆積している埋め戻し土の窪地に溜まった水についても分析調査を実施しているところであります。

このように事後処理対策について意を用いて対応しているところですが、今後も9町

内会正副会長会と情報を共有しながら、地元住民への対応についても協議してまいりたいと考えております。

次に、今後のスケジュールについては、現在は採取地の表土に混入していた廃棄物について、スケルトンバスケットによる振るい分けと人力作業の組み合わせにより、分別された廃棄物は最終処分場に、また、分別後の土砂は建設用土として搬出しています。これと並行して、持ちこまれた建設残土についても廃棄物と土砂の区分作業により、同様の搬出・撤去作業が実施されております。

一連の混入廃棄物の区分撤去および建設残土の搬出計画では8月31日までの作業行程となっておりますが、市としては工期期限にかかわらず一刻も早く作業を終えるように指導しております。

また、本計画で埋め戻しが予定されていた採取跡地については、実質持ち込んだ建設残土が使用できないことから、今後、県と市、企業者が協議し対応することとしております。

次に、現在行っている作業を会社以外の誰がチェックし、内容を確認・証明するかについては、ご質問の表土から発生した廃棄物の処理にあたっては、企業者が秋田中央保健所に提出した「建設廃材等の撤去について」に従い作業を進めており、基本的には廃棄物の処理に関することから秋田中央保健所が確認することになりますが、実際は保健所と市が立ち会いのもとで作業および分別状況を確認しながら進めているところです。もちろん最終処分場からはマニフェストが発行され、県への報告と同様に市にも提出されます。

このたびのことについては、法律に規定された行為と現実課題の隔たりを関係自治会との話し合いによって進めてきたところではありますが、市では企業者から申請のあった当初から砂利採取法にない規制等について県と協議してまいりました。しかし、現状では県にも適用条例および規制は存在せず、県外の条例事案をもとに確認書を取りまとめたものであります。

このようなことから、先の臨時議会でも述べましたが、現在、関係条例について今後の指標となる内容の策定作業を進めているところであります。

搬出・処理作業は天候にも左右されますが、藤原議員がご指摘のとおり追分地区の融和を図る上で、できる限り速やかに作業が進捗することで、周辺住民の不安を解消すべく企業者に指導しているところであります。宜しくご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 佐々木選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐々木博信） それでは、4番めの選挙の投票時間の繰り上げについてお答え致します。

投票所の開閉時間につきましては、公職選挙法第40条において、午前7時に開き、午後8時に閉じることとされております。ただし、市町村の選挙管理委員会は特別な事情がある場合はこれを繰り上げ、または繰り下げができるとあり、今現在、秋田県内の13市の中で潟上市だけが投票時間の繰り上げをしておりません。

これにつきましては大規模な市町村の合併が相次ぎ、開票所となる施設までかなりの遠距離となる投票所が多くなったことなどから、全部または一部の投票所の投票時間を繰り上げ、長時間に及ぶ開票作業になるべく影響を与えないようにするための措置と考えられます。

また、もう一つの投票時間の繰り上げを行う理由となります期日前投票についてであります。ご指摘のとおり、制度が普及したことにより期日前投票の投票率も年々増加し、本市におきましても合併最初の選挙であります県知事選挙と同時の市長選挙では11.52%、次の衆議院議員総選挙では13.44%、翌年の市議会議員一般選挙では16.11%、平成19年執行の県議会議員選挙、参議院議員通常選挙ではそれぞれ17.61%、19.78%と年々増加し、今年4月に行われました知事選挙では、同時に行われました市長選挙が無投票となったことが影響してか、初めて前回は下回る17.55%となりましたが、今後も高い投票率で推移していくものと思われまます。

これらのことから、県内各市においては投票時間を繰り上げしているのが現状であり、潟上市におきましても翌年執行予定の市議会議員一般選挙は市の単独選挙であること、また、冬期間であること、さらに前回市議会議員選挙で午後7時から8時までの1時間の投票率を見ましても1.51%しかなかったことなどから、選挙当日の1時間程度の繰り上げであればさほど影響を与えないのではないかと考えており、前向きに検討してよいものと思われまます。

ただし、これ以外の国政選挙や県の選挙となった場合には、単独選挙ではないことからすべての投票が終了しない限り開票できないこと、公職選挙法第40条に規定する特別な事情にあたる繰り上げ理由について、単に投票箱を早く開票所へ送致するための理由としての繰り上げはできないこと、また、これらの選挙では県の報告が7時半となっていることから、夜7時から8時までの投票者数は正確には把握できておりませぬけれど

も、冬期間の倍くらいの投票者はあるものと推測され、これを総合的に考えますと、国政選挙ならびに県の選挙においては現時点での繰り上げ投票は難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 6番、再質問ありますか。6番。

○6番（藤原幸雄） ただいま石川市長はじめ大変懇切丁寧なるご答弁をいただきまして本当にありがとうございます。

第1点めのいわゆる新庁舎の問題でございますが、これは私、今から2年ぐらい前にも一般質問をした経緯がございますが、やはり分庁方式は今市長も言われましたように合併当時から見ればまさに緊急避難的な問題で、年間を通じれば約1年間で5,000万円から6,000万円、あるいはそれ以上の財政支出がなると。いわゆるランニングコストがかかるという意味から、これはやはり私は一刻も早く、それなりの段取りもございましょうが、一刻も早くやはり対応すべきだというのが市民の声でございます。

それからあわせて、一般質問の中には言っておりませんが、市長も前に行政報告の中にも申し上げましたし、また、建設検討委員会でもいわゆる既存の庁舎の活用などもあわせながら協議することが非常に肝要であると申しておりますが、このことについてどのようなご所見を持っているのか、ひとつ伺いしたいと思っております。

それから第2点の都市計画の見直しでございますが、先ほど市長から詳しくお話しされましたので大変ありがたいと思っておりますが、まさにこの共生型の土地利用と沿道活用、いわゆる国道7号線と男鹿市に入る国道101号線のその沿道をもっともっと活用しなければ、本市いわゆる潟上市の発展はないと、このように思いますし、同時にまた言うまでもなく我が潟上市は男鹿の玄関でもあると、我が天王中学校の校歌にもありますが、ここは男鹿の玄関でもあるということから致しましても非常に有意義な大切な土地でございますので、国道7号線と101号線の両方、まだ市街化調整区域であったり、いろいろな問題があつたら、乱開発はこれはいまうまくないけれども、それなりに市長の判断のもとで対応していただければ、潟上市の発展も、隆々発展も夢ではないと。先ほど言いましたように我が潟上市の中でも天王だけは人口が減るということは私も正直言って夢にも思っておりませんでした。最近、天王地区でさえ人口減少にあると言われておりますので、いわゆる旧3町という言葉はあまりよくないと思っておりますが、天王だけでなく国道7号線も含めまして沿道型を大いに活用するならば、潟上市はさらにまたまた発展

するものと思いますので、この点につきまして市長、知事さんと関係当局と十分話し合っただけであれば大変ありがたいと思いますので、ひとつ宜しくお願いをしたいと思います。

それから追分西地区の砂利採取のことですが、市長から先ほど大変詳しくお話しがりましたが、市当局は地域住民へその後、納得のいくような説明をしていないという情報がございまして、地元関係者がかなり言葉が悪いけれども怒っておるといような話で、着手する前も幹部以外は誰もわかっていなかったと。私、一般質問で言いましたけれども、これが大きな問題でございますので、この問題が起きた段階で今後のスケジュール等、市長は市長選でなかなか容易でなかったと思いますが、部課長にそれなりの説明会を開いて市の考えはこういうものだよ、あるいは保健所の考えはこういうものであったよというような中身まで今日までまだ全然知らされていないと。いわゆる幹部だけがわかっていて一般住民があまりわかっていないというような不平不満も聞こえておりますので、この点についてどのように今後対応されるのか、いつごろを目処にしてやるのか。正直言って、今でも早いとはいえません。それぐらい遅くなっておりますので、いち早くこのことの説明会なり開いて、そして一度は怒られるかと思いますが、それなりに納得のいくようなご説明をしていただければ大変ありがたいと思いますが、この点について石川市長はどのようなご見解を持っているのか、ひとつお伺いをする次第でございます。

それからあわせまして、先ほど作業の進捗状況云々と言っておりましたけれども、地元市民は作業の進捗状況よりも、いわゆる説明会とかそういうことによってこの内容の説明をしていただければいいんだけど、その説明すら市当局がほとんど関係者に出向いていないと。それから聞くところによると、これ風聞で言っているか悪いかわかりませんが、前の町内会長さんがほとんど辞めて、このことの責任を取って辞めて、また新しくなったと言われておりますが、風聞でございますが、あんまりはっきりはしませんが、やはり責任のある方を通じ、そして集会を開いて納得のいくような、地元住民が納得のいくようなご説明をしていただけるようひとつお願いしたいと思いますが、このことにつきまして市長のお考えをお伺いするものでございます。

また、次に選挙の投票時間でございます。選挙の投票時間は、いわゆる潟上市単独のいわゆる市長選、あるいは市議会、これは県の選管に報告する、そんなに早く報告しなくてもならない問題ではなかろうかと思ひまして、先ほどは関係機関と協議すれば、こ

れは何とかなるんでないかなと、前向きに検討したいというお答えをいただいたようでございますので、私も全くそのとおりでございます。衆議院議員選挙では、いわゆる国政選挙、県議会選挙となれば、これは市単独ではなかなか容易でないと思います。朝7時から夜8時までとなっておりますので、特別、交通の不便な所でない限りは繰り上げ時間は調整できないと思いますけれども、市単独の選挙であれば、やはり多くの市民がこれを大変望んでおりますし、同時にまた、この1時間繰り上げることによって財政負担もそれなりに少なくなるものと思いますが、この点につきまして1時間短縮した場合にどのくらいの、一般質問要旨はなかったけれども、もしできましたら1時間短縮することによって財政負担がどのくらい軽くなるのか、そこら辺も、もしできたらひとつお答えをお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

.....

午前10時38分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開します。

4点ございますけれども、1点めの既存庁舎の問題は質問事項にありませんけれども、市長からは答えてもよろしいということがございますので申し上げたいと思います。では、石川市長。

○市長（石川光男） 6番藤原議員の再質問にお答えします。

まず1点めの新庁舎の件ですが、ランニングコスト等々でやはり早めにやってほしいということがございますが、私はランニングコストだけでなく新庁舎というのは、いわゆる合併当時、我々選ぶ論点が3つよりなかったわけです。本庁方式、総合支所方式、分庁方式。それで合併協で、この中にも委員がおりますが喧々諤々と議論をしました。本庁方式は今350人の職員を収容する庁舎はない。消去法です。2番めの総合支所方式については、今までの役場と何ら変わらないと。合併効果がないということからこれも消去するということから分庁方式で、そして管理庁舎、天王については総務部門、税務部門を配置し、それぞれ昭和・飯田川に福祉とか教育委員会を分けて今来ています。今、年間大体5,000万円以上の光熱水費がかかっています。ということと、私はやはり庁舎のことは市民の利便性はもちろんですし、職員の一体感もそうであります。それで私も3回も4回も往復しているわけですが、そういうような時間のロスもあります

が、やはりこれまでの本庁方式というのが、私は究極的には本庁方式が究極の行財政の改革だとさえ思っています。いずれにせよ、こういうことで考えております。

既存の庁舎の活用をどう考えるかという質問であります。これはこの間の全員協議会等でも同時並行して活用を考えていくと。ご存じのように天王庁舎をどうするかと。例えば、あの老朽化したものをどのように活用するかということについてはお手上げの状況であります。だけれども、これを手をこまねいてはだめですから、やはり新庁舎と同時並行で知恵を絞っていかなきゃならないと思っています。

それから都市計画の見直しのことで、沿道活用。今までの都市計画と、特に今、国道101号のことを言及しておりますが、ご承知のように沿道サービスというのは、国道101は石材屋さんとかそういう決められたものよりできないと。我々のものは、あそこに住宅地でも張り付けないかというのが願望でありますので、今そういう線に向かって昭和・飯田川はもちろん、この秋田県内で線引きがされているのは我が方だけなんです、秋田市と。これは何かというと昭和47年の都市計画法に基づいたもので、これはなぜできた法律かという、ご承知のように秋田湾開発がありました。秋田湾を埋め立てて鉄鋼所を造るという膨大な計画がありましたが、これはその背後地として秋田都市計画を作ったと、47年に。社員の住宅とか、そういうことで規制をしたわけです。ご承知のように秋田湾開発は幻の計画でありますので、我々はこの法律は用をなさないでしょうということ、そして秋田市も今、河辺・雄和と合併しましたので独自の秋田都市計画が必要でした、秋田市の。これに同時並行して私たちは私たちの独自の都市計画、そして人口張り付けをしたいと。秋田市もやりました。今協議を進めているところだと。なかなか国・県もハードルは高いということ聞いていますが、私はやはり必要であれば、中には市議会議員の中でも我々も同時にそれと一緒に並行してこの運動を展開していくという考えの人もおるようで大変心強いわけですが、いずれそういう時期になればお願いするということがあります。

それから砂利採取のことで追分地区の市民の皆様、住民の皆さん、もちろん市民全体についても説明は必要であります。説明責任があります。私たちは追分9町内会の正副会長会議というものを今まで交渉、交渉といいますか、やってきました。今後ともその方針に変わりませんが、いずれにせよ不安があるということについての解消といいますか、そういうものは我々の責務でありますので、今後ともひとつ秩序ある説明会といいますか、そういうものに向けて今後とも正副会長会議と綿密な連絡を取りながら説明会

等々についてやります。もちろん今後の条例制定についても、もちろん一番そこに住んでいる追分地区の方々の説明会を重点的にやらせていただきます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 佐々木選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐々木博信） ただいまの再質問についてお答え致します。

最初に市長選ですけれども、今のところ市長選は知事選挙と同時に行っておりますので、これは繰り上げは無理だと今でも思っております。

それから経費の節減ですけれども、経費の節減として考えられるのは担当職員の賃金と光熱水費だろうと思っております。試算はしておりませんが、予算の編成時の資料から1人当たり2,000円ちょっとになるかと思っております。それで知事選挙においては職員167名、管理職22名がおりましたので大体40万円、これだけで人件費、賃金として40万円程度じゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 6番、再々質問ありますか。6番。

○6番（藤原幸雄） どうもありがとうございます。

1点だけお伺いします。この追分地区の砂利採取の問題でございますが、先ほども述べましたが地元のいわゆる代表者が若干代わっている面もあるという噂も聞いておりますが、同時にまた、もしでき得るならば地域住民の集会を開くように進言をし、そしてそこに市当局の部長・課長クラスの方が行って、これまでの経緯と今後のスケジュール等について一刻も早く説明する必要があるかと思っておりますが、再度お伺いします。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 6番藤原議員の砂利採取についての再々質問でございますが、会長云々については自治会はあくまでも任意団体でありますので、私たちは口を出す必要はありません。

ただ、後段の説明会の進言云々については、やはりこちらの方で強制的にやることもいかなるものでありますし、自治会というのはあくまでも自主的な組織でありますので、お互いに話し合いを進めながら物事を進めていきたいという基本的な考えであります。

○議長（藤原幸作） これをもって、6番藤原幸雄議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時とします。

午前10時47分 休憩

.....

午前11時00分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

4番佐々木嘉一議員の発言を許します。4番。

○4番（佐々木嘉一） おはようございます。本日ご参会の皆様、大変御苦労さまでございます。4番佐々木嘉一であります。本定例会において一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、このたびの市長選挙におきまして無競争にて当選されました石川市長に対し、衷心より祝意を申し上げたいと存じます。あわせて、合併という大変革を選択した市民の福祉向上と盛りだくさんな行政課題を抱える政策の選択と実施は、市民本意とした計画行政に徹した市政運営を期待するものであります。

このたびの質問は、新市潟上市合併の検証と合併効果ということで、合併当時の状況を振り返りながら質問を致したいと思っております。

潟上市の合併は平成17年3月22日でありました。合併時期を年度当初の4月に合わせる関係等により、事務的に大変煩瑣を極め、時間不足もあって十分な協議を尽くし得なかったこともあったのかなとも思っております。合併後4年を経過した今日、合併効果のことや合併の検証も兼ねて質問致しますので、的確なご答弁をお願い致します。

まず質問の第1点は、合併効果と検証についてお伺いを致します。

既にご案内のとおりであります。平成の大合併は国・県主導で行われ、県からの合併パターンの提示もあって、これらに対する議論は各自治体とも真剣に検討されました。合併の枠組みが二転三転し、住民の意向調査等も踏まえ合併が進められ、県内では現在25市町村に再編されました。

最近のマスコミ報道等によりますと、国における合併推進も一区切りとし、平成の大合併については一応ピリオドを打ち、合併特例法は廃止する方向のようであり。合併しない小規模自治体に対するペナルティもなく、主権を尊重する方向で決着の見通しのようであります。

本市に対する国・県の合併支援につきましては既にご案内のとおりであります。合併事務支援としての県からの人材派遣や財政支援として若干の合併補助金もありました。合併後10年間に行う新市建設計画に対する合併特例債の発行の許可、IT化対策、自治法第8条による市制施行3万人特例、議会議員の在任特例、共済加入の特例等々、国・

県主導と自治体の選択により合併が進められ、本市においてはこうした方向に沿って合併を選択し、今日に至っております。

殊に、市制施行に関する人口規模を5万人から3万人の特例に基づき合併後は市制を施行することとなりました。これまでの町から市となったメリットは何かをお知らせ願いたいと存じます。

また、新市誕生後4年が経ちましたが、合併後の事務事業をはじめ新市建設計画等のほか、検討中の議会改革の改革項目も含め、一区切りとして市民の意向も把握し合併効果を検証する必要があると思われませんが、いかがかお尋ね致します。

次に、潟上市総合発展計画の冒頭に、3町市民の心の合併による一体感の醸成の必要性が述べられています。そして市長もあらゆる機会に心の合併を力説しておられますが、同感であります。この際申し上げますが、このたびの選挙に際し多くの市民から意見を賜りましたが、その中で合併に対する疑問の声も多く聞かれ、合併に関係した一人として心配をしております。また、心の合併ということは大変重要なことではあります、抽象的であり、かつ判断基準をどのようにするか難しい課題であります。どのように解釈したらよろしいでしょうか。心の合併についての確認する手法の具体化が必要と思うが、どのようなお考えかをお尋ねします。

この際、ご提案であります、新市潟上市にふさわしい自治基本条例の制定について検討し、潟上市民が等しく理念を共有し、行動することを定めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。先般の市長の所信表明にかかわる基本テーマであると思えます。

質問の第2点は、地域審議会の件であります。

これは、市町村の合併の特例に関する法律に基づき審議会の設置が認められ、本市においても潟上市地域審議会の設置に関する条例（平成17年3月22日）が制定され、旧昭和町、旧飯田川町に設置され、10年間の時限により制定されておりますが、旧天王町には設置されておられません。

この審議会の設置の趣旨は、それぞれに固有の伝統・歴史を持つ自治体が合併協議により合併をし、あらかじめ策定した合併後10年間にわたる新市将来像、新市建設計画について確実に履行されるよう、信頼感を持って市長の諮問にこたえるため、法律・条例により設置されているものであります。その期間は平成27年まで10年間ではありますが、あと6年間あります。

旧天王町の場合、地域審議会を設置をしなかったことについては議会機能との重複と

なるという理由であったと聞いておりましたが、理解できませんでした。

ご案内のとおり、審議会は諮問機関であります。議会は議決機関であります。しかも審議会は法令に基づく唯一の市民参加機関であり、合併協議に関する事務の施行に関して説明責任を果たす機会として活用する機関であると思います。

また一方、類似する審議会としては潟上市総合発展計画検討委員会ならびに同部会がありますが、議決の前段として市民参加の機会としての位置づけであり、自治法第2条第4項の手續として運営されるものであります。これと同様に取り扱うことはできないのであります。

地域審議会を置かない旧天王町はこの点に関してどのように取り扱いをしておりますか、お知らせいただきたいと存じます。また、このことに関しては条例に旧天王地区を追加し改正すべきと思いますが、いかがかお伺い致します。

なお、新市潟上市は旧3町による対等の新設合併であります。編入合併ではありません。審議会は旧3町に設置され、同じ課題を公平・平等に諮問し、それぞれの意見を聞くべきと思うがどうでしょうか。

質問の第3点は、地域審議会の運営についてであります。

これまでは年2回程度の開催のようであります。運営の仕方、内容等については決して納得のいくものではないという意見が聞かれます。

新市将来像、新市建設計画の具体的内容については手元に持ち合わせはありませんが、予定された事業の進捗状況や、また、財政計画など合併協議時点と現状からすれば計画が具体化することによって変更もあるでしょうし、市庁舎のように基金積み立て、構想検討委員会のように報告書を提出して任務を終わったものもあります。また、豊川小学校改築計画のように計画が進まないものもあります。その他、福祉、教育、産業等、また、ソフト事業等、総合発展計画との関係においても地域審議会を活用し、合併後の事務事業を説明あるいは諮問し、合併効果と合併による施策の方向を市民とともに確認することではなかったかと私は認識しております。そのことが合併に対する旧町意識の解消と、新市の一体感の醸成につながるものではないでしょうか。

地域審議会委員は、それぞれの地区において選任された委員、公募による委員で構成されていまして、委員各位におかれましては新市潟上市のまちづくりに貢献できるという使命感と市制参加という権利をいただいているわけであります。諮問によって答申をする、これに尽きるわけではありますが、内容と手續が十分でしょうか。現在の地域審議

会はどのように運営されているのでしょうか。失望感も漏れ聞こえてきますが、どうでしょうか。しっかりした運営を心がけていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

以上3点について申し上げましたが、宜しくお願ひ申し上げ質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 4番佐々木嘉一議員の一般質問に答弁を致します。

1つめの合併効果と検証についてお答えを致します。

はじめに、4番佐々木議員は旧昭和町助役として合併協議会幹事長として事務方を陣頭指揮し、合併協定項目や事務事業のすり合わせなどで手腕を発揮され、まとめ上げた方であります。まさに釈迦に説法の感がありますが、質問事項に従って答弁させていただきます。

はじめに、市としてのメリットは何かとのことではありますが、ご承知のように組織の面では福祉事務所の必置制などが町村と違うところがあります。

社会福祉に関する機能としては、主に生活保護や老人福祉等の事務の処理などの専門的知識が求められますが、市民の方々により迅速に、かつ心の通った福祉サービスが提供できるよう努めているところであります。また、県内13市の一つとして人口約3万6,000人、情緒豊かな田園風景、私たちの間に綿々と伝えられてきた伝統文化の中に生活し、コンパクトシティとしての多様な機能が総合的に相乗効果を発揮していることも市民にとっての財産であると考えています。

合併の効果検証の一つとして、合併協議における調整項目の進捗状況を取りまとめておりますが、調整項目に沿って実施したもの、現行どおり引き継いだもの、合併時から統一したものが合併協定53項目中40項目で進捗率75.5%、詳細項目としては154項目中140項目で進捗率90.9%となっております。

合併による効率的な行政運営の一環としては、職員の定員適正化や給与是正への取り組み、し尿処理センターなどの公共施設の廃止、組織機構の見直し、各種申請書のダウンロード等、市民サービスに向けた取り組みを鋭意進めてまいりました。また、市への要望等があった場合、旧町時代より課題解決が早くなったとの声も多々聞かれることも事実であります。

現在、実施に向けて検討・調整等を行っているものとしては、庁舎建設に関する事項、公共的団体の取り扱い、補助金の取り扱い、国保税の不均一、都市計画マスタープラン

等の各種計画、水道料金の統一等であります。

市民の意識調査については合併3年めの平成19年に実施しており、結果、各種行政サービスについては「変わらない」と感じている回答が圧倒的に多く、また市政への関心については「合併前に比べて関心が高まった」、「多少高まった」が32%「合併は必要だったと思うか」の問いに関しては「必要だった」が51%、「不要だった」が14%、「わからない」が35%という内容でありました。

本市は、合併後初の平成17年の国勢調査で県内市町村で唯一人口増となりました。しかし、合併後は年間約180人ペースで減少が続いている現状にあります。

このような状況を踏まえても、少子高齢化対策や産業の振興、都市計画の策定など積極的な施策の推進が求められているものと捉えております。

次に、「心の合併」の理念についてであります。私は合併後初代市長として、常々3町合併は行政間の広がりにとどまらず、天王・昭和・飯田川の旧町における地域間の垣根が取り払われ、市民一人ひとりが生きがいを持って心豊かに暮らせる「心の合併」こそが大事であると申し上げてきました。

この間、合併1年めには、市民憲章や市民歌、市の花・木・鳥を制定致しました。また、平成18年の秋田県種苗交換会や19年の国体開催、そのほか文化・スポーツ交流事業などを通じて触れ合いと交流のまちづくりを進めてまいりました。

質問は、「心の合併」について確認する具体的手法として自治基本条例の制定を、とのことあります。

潟上市民としての果たすべき役割と協働のまちづくりという観点から、他市町村にならうものでなく、旧町におけるまちづくり条例や子供を褒める条例等も参酌しながら、今後検討してまいりたいと存じます。

4番佐々木議員のさらにご指導を宜しくお願い申し上げます。

次に、2つめの地域審議会の設置についてお答え致します。

天王地区における地域審議会の設置については、旧天王町議会において、合併して新たなまちづくりに一体的に取り組む観点から旧町意識を引きずる可能性がある、地域づくりという観点から要望・意見等に屋上屋を重ねる可能性があるなどの理由から「地域審議会を設置しない」という決定を見て現在に至っております。

したがって天王地区においては、各種検討委員会や地区自治会長等を市民参加の機会と捉え、各種計画等にかかわる意見・要望等を集約し、市政の均衡ある発展に努めてい

るところであります。

ご承知のように地域審議会は、行政の附属機関としての位置づけをなしております。したがって、合併時に設置しなくても、潟上市として必要な場合は地方自治法の規定に則り議会の議決を経て設置できるものであります。

今後、市議会や市民の皆様からのご意見を見極め、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

3つめの地域審議会の運営についてお答えを致します。

平成20年度における地域審議会は、昭和地区で3回、飯田川地区で2回開催しております。

審議内容としては、新市建設計画の進捗状況・予算概況などで、平成20年8月に開催しました第2回昭和地区地域審議会では「天洋跡地の利活用について」を諮問し、審議会から異議のない旨の答申をいただいております。また、「潟上市学校教育環境のあり方について」、「マイタウンバスの運行について」もあわせて協議をいただいております。

これまで審議会条例に規定する「審議会は必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる」とする所掌事項を適用した事例はありませんが、地域の声を集約する機関として、今後も諮問すべきは諮問し、協議検討していただくということを基本姿勢として運営してまいりたいと存じております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 4番、再質問ありますか。4番。

○4番（佐々木嘉一） 私の質問は簡単でありまして、やるかやらないかということでありますから簡単明瞭な答弁でよろしいですが、検討する、あるいはこれからいろいろと前向きに是正するということが良いわけですけれども、ただ私は、ここに書いてありますようにいろいろな機関で、例えば天王町の場合、市民の自治会長会議、あるいはいろんなところでやっているということなんですけれども、やはり合併した3町が同じ課題で同じ、いわゆる設置の目的に基づいた同じ内容を同じくやるということがやはり非常に大事なことではないのかなと。ただそれでもって事足りるということは、やはり法律なり、あるいは条例の趣旨には沿っていないのではないのかなと思います。いずれこれから6年ありますから、やはり同じそういうテーブルを作って、お互いにいいところ、悪いところをやはり見ながら、いわゆる合併の意思の統一を図っていくということもま

た、それも一つ的手段・方法ではないのかなと思っておりますので、ひとつ前向きに検討していただきたいと思ひます。

それから、こういうことなんですが、やはり我が潟上市は新設合併でありますので、やはり今申し上げましたようなことで機会均等、公平・平等という考え方をひとつきちんと踏まえてやっていただければありがたいなと思ひております。いずれ時間的にはまだありますから、ひとつ十分検討していただきたいと思ひます。

それから自治基本条例のことをちょっと申し上げますが、前後して申しわけありませんが、この前、新聞紙上でありましたが、にかほ市が県内で第一番に自治体条例を制定するというので、もちろん県の市町村課では県内第1号だろうということであります。議会に関しては藤里町が議会の基本条例を制定しておりますけれども、いずれは全国的にはそういう風潮でありまして、とにかく判子を押ししたように同じものなのかということではなくて、やはりこれは市民のよりどころ、あるいは行政・市民がいわゆる理念を共有する一番大事な基本部分だと思ひますので、是非ひとつ検討して実現するように努力していただきたいと思ひます。

なお、今でこそ申し上げますが、旧昭和町では平成13年の4月1日にまちづくり基本条例というものを作っております、全部で前文から18条の条項にわたって作っております。その前には、いわゆる情報公開条例などや行政改革大綱であるとか、もちろんそういうものもあわせて、やはり自治基本条例の基礎基本を作りながらその条例に到達したということで、その条例も中途半端で今回合併になりましたけれども、いずれ先ほど申し上げました関係条例等ありますが、やはり自治の基本として住民、市民あるいは行政、あるいは議会、そういうものがいかにあるべきかということを中心に定めていくことが一番、いわゆる理念を共有することが心を一体化するものではないのかなと私はそういうふうに思ひますので、是非ひとつご検討願ひたいと思ひます。

以上です。答弁いりません。

○議長（藤原幸作） 答弁は必要ないと、いわゆる再確認してほしいということだろうと思ひております。

これをもって、4番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

19番大谷貞廣議員の発言を許します。19番。

○19番（大谷貞廣） 皆さん御苦勞さんでございませう。19番大谷でございませう。通告に従ひまして2項目を質問させていただきます。

1 項目め、地域の活性化についてであります。

本市の人口流出も百年に一度の不況の影響によるものか、1月から3月は0.04ないし0.07%の横ばいが4月0.52%、急上昇。内閣府も1月から3月期の国内総生産速報値、年率換算15.2%、戦後最大のマイナスを公表しております。

本市を取り巻く情勢も一段と厳しさを増すものと考えられます。日本文化の発祥の原点と言っても過言ではない農業も、世界貿易機構の名のもとでの国策により、生産者は翻弄され、高齢化により担い手不足に伴う耕作放棄、復元不能の森林・原野化が進行する現状です。2008年農業白書（食料・農業・農村の動向）によれば、世界的な食糧需給の逼迫懸念は依然として強い。輸入依存度の高い麦・大豆への転作や米粉の需要拡大など、作付されていない水田をフル活用し、食糧自給率の向上を急ぐ必要があると強調しています。また、最近、経済協力開発機構が日本農業へ減反政策の廃止勧告をし、所得補償も軽減しております。総務省が過疎対策として2008年度に創設した、地域の実態調査や活性化などを提言する集落支援員制度の活用の考えはないのかお伺い致します。

次に、地産地消は地域経済の活性化と同時に、自給率アップ、さらに物品の輸送に伴う二酸化炭素削減に貢献する。全国チェーンの流通などで全国で消費される金額の約8割が大都会に還流しているものと思われております。日本経済、3度の食事が使うお金が地元経済を潤す資金として残るためにも、消費者、生産者が意思を問われます。市民に地元農産物の価値をアピールする、産地と消費をつなぐ人材の育成の方策をお伺い致します。

次に、改正学校給食法では、給食の目的が食生活の改善から食育の推進に変わり、地元産食材の利用推進に重点が置かれております。平成19年度県内小中学校の給食で使われた主要野菜15品目のうち、地元産26.5%、これは重量ベースですけれども、平成9年度の18%より増えているが、平成16年度以降26%台が続き伸び悩んでおる現状であります。平成18年度に県教育庁が到達目標を30%に定めたものの、到達されておりません。

某市では地域の子供に良質で安全な野菜を食べてもらうことで農家の生産意欲の向上につなげようと、農家で利用者協議会を設立。小中学校に30品目の野菜を提供。学校現場で地産地消の意識が高まることに期待し、食材の生産を増やすよう生産者に呼びかけをしております。また、栄養教諭も作る人の顔が見えるため、できるだけ地元産を使う努力をしているということでもあります。本市の食材状況と生産者との取り組み方をお伺い致します。

以上、3点を宜しくお願い致します。

次に、2項目めの亡国病、結核についてであります。

新型インフルエンザの発生が世界を震撼させ、我が国でも毎年流行する季節性インフルエンザとよく似ているが、感染が大規模に広がると重症者が出る恐れがあると警告をしております。

かつて亡国病と恐れられた結核。死者、患者も以前と比べ大幅に減少したものの、1年間に新たに約2万5,000人が発症する国内最大級の感染症であります。近年、抗結核薬が効かず、治療が難しい多剤耐性の問題も浮上しております。結核はエイズ、マラリアとならぶ世界三大感染症の一つとされ、世界で毎日4,000人以上が死亡しているとされております。

日本の結核の特徴は大都市で集中的に蔓延する都市型であるが、近年は不特定多数が利用する閉鎖空間などで集団感染が発生しております。人口10万人当たりの罹患率19.8人は、カナダの4.5倍、米国の4.4倍、スウェーデンの3.7倍と先進国の中で高く、世界的には中蔓延国と位置づけられております。本市の罹患率、診療の体制をお伺い致します。

以上、宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番大谷貞廣議員の一般質問の1つめの地域の活性化について、私から答弁を致します。2つめの亡国病、結核については福祉保健部長から答弁をさせます。

はじめに、1つめの地域の活性化についての1点め、集落支援員制度の活用の考え方についてのご質問であります。これは2008年度に総務省が創設した制度であり、この集落支援員とは主に集落の巡回や状況把握、集落点検を通じた話し合いなどをその職務としております。

本市においても今後高齢化集落が増えてくることが予想されますが、本市では自治会組織がしっかりとした活動を行っておりますので、自治会を中心に高齢者や一人暮らし世帯への対策に取り組んでいきたいと思っております。

2点めの市民に地元農産物の価値をアピールする産地と消費をつなぐ人材の育成方策についてであります。所信表明でも述べさせていただきましたが、地域再生事業による天王グリーンランド内への直売施設・加工施設・食材提供施設の整備を計画しており

ます。この施設を拠点に意欲のある生産者を中心とした事業展開を図り、品質管理や出荷体制を整備しながら、市民のみならず消費者の方々に安全・安心な食を提供することが重要であると思います。この直売所を成功させることが、今後、潟上市産品のアピールと生産者の育成につながるものと確信しております。

3点めの学校給食の食材状況と生産者の取り組み方については、学校給食に地場産の食材を使用することは食の安全・安心につながるるとともに、農家の生産意欲の向上や食育の推進に大変重要であります。学校におきましては、食材の納入業者に対してなるべく地場産物を納入するよう協力を依頼し、使用率の向上に取り組んでおりますが、本市学校給食における主要野菜15種類の県内産使用率は、平成19年度では14.2%、平成20年度では13.6%と0.6ポイントの減となっております。この原因は何といたっても年間を通じた安定供給ができないことにあると認識しておりますが、これまで以上に納入業者に対し地場産物の納入について協力要請をするとともに、現状分析を進め、使用率の向上に努めてまいります。

今後、天王グリーンランド内への直売施設・加工施設を整備することにより、生産体制が確立されることとなります。この生産団体を中心とした地産地消を進めることは当然であります。さらにこの加工施設を利用した新たな潟上ブランドとなり得るような加工品開発も目指しております。学校給食へは野菜のみならず、地元産品を利用した加工品についても地産地消できるような体制を確立していきたいと考えております。

○議長（藤原幸作） 小林福祉保健部長。

○福祉保健部長（小林健一） 大谷議員の亡国病、結核の本市の罹患率と診療体制についてお答えします。

日本の結核の特徴は、大谷議員がご指摘のとおり大都市に罹患率が高い都市型であります。

最初に潟上市の罹患率についてであります。平成20年で人口10万人に対し8.5人で、秋田県の13.5人、全国平均の19.8人のいずれよりも低い状況にあります。

次に、診療体制については、結核患者の服薬管理や療養指導は保健所の保健師が法律に基づいてきちんと指導しており、県内では重度の多剤耐性患者はおりません。

早期発見・早期治療により6か月から9か月の服薬治療で完治している状況であります。

なお、潟上市の結核健診の状況については65歳以上の人を対象に早朝健診で実施して

おり、平成20年度の受診者数は1,209人となっております。受診率は14.4%であります。

また、受診者の中には罹患者もおりませんでした。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 19番、再質問ありますか。19番。

○19番（大谷貞廣） ご丁寧な対応ありがとうございました。ささやかな質問をさせていただきます。

1項目めの3ですけれども、学校給食の件ですが、野菜の供給がなかなかままならない。これは当地域はやはり冬場がありますからなかなか難しい問題だろうと思っております。しかし、生産者の技術というのは相当私は高く評価しております。ですから、むしろ需給側の方というんですか発注側ですか、そっちの方でもう少しデータを整えて、年間の素材のスケジュールがちゃんと決まっていると思っておりますけれども、そういうことを生産者に提供してやればどうかと。

私はなぜこれを言うのかというと、今再生事業として鞍掛沼の直売所が、これは仕事を与えて段取り百と言うんですけれども、この場合、私は段取り百でなければいかんと思っておる次第でございます。そういうことで今、給食という小さいテーマなんですけれども、これをちゃんと冬場でも対応できるような、そういう生産者との対応の仕方はいかがですかと、そこら辺を一つ。

それから健診率が14.4%ということだが、私も65歳を過ぎたので早く死んでくれればいいなと思ってそうなのかもしれないけれども、14.4%というのはもう少し受診率を高くしていただけたらとか、それは個人のことなんでしょうけれども、その辺はどう対応をしていくのかなと思います。

以上です。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 19番大谷議員の再質問にお答えします。

加工所の件ですが、需要と供給のバランスが大事だということは言うまでもありません。それで先般、地方再生の協議会を立ち上げましたが、その中でもやはり県立大学の田口先生が一番大事なのは生産者だと。立派な物を建てたけれども売るものがないと、これでは話にならないということでもありますので、当然、100人から150人クラスの生産者がいなければ持っていけないのではないかなというようなアドバイスをいただきました。先日、2、3日前に農協も含めた、今までの農協一本やりではもう到底追いつかないと

いうことも認識していますので、部会を作り上げました。この部会で今言ったように、これ何として需要と供給のバランスをよくしていくかということについては一番テーマになると思いますので、今後、私ども一生懸命それを追求しながら、やるからにはやはり立派なものを、秋田県内でも立派なものを目指して頑張っていくということです。

○議長（藤原幸作） 小林福祉保健部長。

○福祉保健部長（小林健一） お答えします。

確かに受診率を見ますと、早朝健診だけの受診率でございますのでかなり頑張らなければいけないなという感じは私もします。早朝健診と別に人間ドック等で医療機関で受診している方も、数は把握しておりませんが結構いると思いますが、この後、受診率の向上に頑張ってまいりたいと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 19番、再々質問ありますか。

○19番（大谷貞廣） 以上です。ありがとうございます。

○議長（藤原幸作） これをもって、19番大谷貞廣議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明12日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦勞さまでございました。

午前11時42分 散会

